

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
の土曜日
は、
当日
に
そ
の
日
は、
休
み
と
日
の
翌
日
に
お
き
ま
す。)

目 次

◇告 示 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）

漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（シ）

漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（シ）

告 示

鳥取県告示第百八十三号

平成八年四月鳥取県告示第百二十五号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十年三月十七日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「一・四五パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・二五パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同表の二の項中「一・三五パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・一五パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同表の三の項中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に、「一・〇パーセント」を「〇・九パーセント」に改め、同表の四の項及び五の項中「一・三五パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・一五パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「〇・四パーセント」に改め、同表の六の項及び七の項中「一・三五パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・一五パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「〇・四パーセント」に改め、同表の八の項中「一・三五パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・一五パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「〇・四パーセント」に改め、同表の九の項中「一・三五パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・一五パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「〇・四パーセント」に改める。

鳥取県告示第百八十四号

平成八年四月鳥取県告示第百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年三月十七日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・三パーセント」を「一・一パーセント」に、「一・三五パーセント」を「一・二五パーセント」に改める。

鳥取県告示第百八十五号

平成八年四月鳥取県告示第百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年三月十七日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「二・八パーセント」を「二・六パーセント」に、「〇・八五パーセント」を「〇・七五パーセント」に改め、二の表中「二・八パーセント」を「二・六パーセント」に、「〇・八五パーセント」を「〇・七五パーセント」に改める。